

# 令和4年度監査報告書

## 第1回定期監査

### 教育委員会

【国分寺市立小学校】

【国分寺市立中学校】

令和4年12月

国分寺市監査委員

# 令和4年度第1回定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象事務

国分寺市立小学校（第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校）、国分寺市立中学校（第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

## 第3 監査の範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年8月31日まで）の執行分  
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和4年度に実績のない事業等については、令和3年度以前を対象とした。

## 第4 監査の実施期間

令和4年9月2日から令和4年12月23日まで  
現地調査

月 日	監査対象所管
令和4年10月3日	第二小学校
令和4年10月4日	第八小学校、第十小学校
令和4年10月5日	第一小学校、第三小学校
令和4年10月6日	第七小学校、第一中学校
令和4年10月7日	第六小学校、第九小学校、第三中学校、第五中学校
令和4年10月12日	第五小学校、第二中学校
令和4年10月13日	第四小学校、第四中学校

## 第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。

- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理, 個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印, 備品, 郵券, 現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理, 施設の安全管理は適正になされているか。

## 第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料, 証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い, 必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

## 第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し, 国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ, 適正に執行されているものと認められたが, 一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので, 以下個別に記述する。

### 1 公印管理について

市立小中学校 15 校の全てにおいて, 公印印影簿に記載された公印番号が誤っていた。国分寺市教育委員会公印規程（平成 5 年教委訓令第 7 号）に基づき, 適正な事務執行をされたい。

### 2 文書管理について

多数の市立小中学校で, 国分寺市立学校文書管理規程（平成 13 年教委訓令第 1 号）に定められた文書收受印又は供覧印が使用されておらず, また, 同規程に定められた様式ではない文書管理帳票が使用されていた。適正な事務執行をされたい。

### 3 消防署立入検査結果通知について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条に基づく消防署の立入検査について, 最も新しい年度の結果通知が適正に保存されていなかった。適切な取扱い及び確実な文書保存を行われたい。

### 4 資金前渡を受けた現金の管理について

資金前渡を受けた現金について, 国分寺市会計事務規則（昭和 39 年規則第 9 号）第 74 条に定められた現金出納簿が作成されていなかった。適切な措置を講じられたい。